

大阪府最低賃金

時間額 964円

令和元年
10月1日から

引き続き
令和2年10月
からも



最低賃金制度マスコット チェックマン

ご不明の点は、
大阪労働局労働基準部賃金課
TEL 06-6949-6502
もしくは
最寄りの労働基準監督署に
お問合せください。

使用者も労働者
も必ずチェック
しましょう！

< 最低賃金の確認方法とは？ >

- 1 時間給制の場合 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額}$
- 2 日給制の場合 $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$
- 3 月給制の場合 $\text{月給額} \div \text{年平均1ヶ月の所定労働時間} \geq \text{最低賃金}$
- 4 請負給の場合 (出来高払制) $\text{賃金算定期間(賃金締切期間)に支払われた総額} \div \text{その期間の総労働時間} \geq \text{最低賃金}$
- 5 1~4が混在 各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq \text{最低賃金}$

特定の産業では大阪府最低賃金より高い金額が定められています。詳しくは大阪労働局ホームページをご覧ください。

< 最低賃金の計算から除外するものとは？ >

- 1 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- 2 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 3 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 4 時間外・深夜労働および休日労働に対する賃金



賃上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内



事業主支援制度1 中小企業・小規模事業者への支援制度をご提案！

専門家（社会保険労務士等）が無料で相談に対応！！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

- ・専門家（社会保険労務士）が電話・来所・電子メール・企業訪問による相談支援を実施しています。
- ・「人材確保のための労務改善」や「新型コロナウイルス感染症への対応」などの相談にも対応します。
- ・就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- ・地方公共団体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

<詳しくは> 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

TEL 0120-068-116 Email hatarakikata@sr-osaka.jp

HP <http://www.sr-hatarakikata.jp>

受付：月・火・木・金曜日9：00～17：00 水曜日9：00～18：00 土・日・祝休み

事業主支援制度2 賃金引き上げを応援します！

●業務改善助成金（2020（令和2）年度）※中小企業向け

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。例えば…

- ・小売業が在庫管理システムを導入し、バーコード読み取りでリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間を省くことができた。
- ・飲食店がレイアウト変更を行い、店員と来店客との導線が分かれて業務が効率化された。
- ・パン製造販売業が大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げにかかる時間を短縮できた。

<詳しくは> 大阪市中央区大手前4-1-67

大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金第一係

TEL 06-6941-4630

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能 すべて又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。

（※業務改善助成金と併給調整の対象になる場合があります）

<詳しくは> 大阪市中央区常磐町1-3-8

大阪労働局 職業安定部 雇用保険課 助成金センター

TEL 06-7669-8900

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

